

『平成17年度施策実施状況調書』

施策名	受給者等に対するサービスの向上			担当部局名	人事・恩給局 恩給企画課		
上位政策との関係(上位政策目標への貢献)	<p>受給者の生活を支える恩給行政の推進に当たっては、受給者等に対するサービスの向上を図る必要がある。</p> <p>受給者等に対するサービスの向上を図るためには、受給者等の恩給に対する理解の向上を図るとともに、受給者等の申請手続の簡素化による負担軽減に努めることが必要であることから、下記指標の状況により本施策の進行管理を行うものである。下記目標値及び目標年度については、過去の実績等を勘案したものである。</p>						
主な指標の状況	主な指標等	目標値	目標年度	14年度	15年度	16年度	
	相談会等の開催回数・参加者数	全国7か所で各1回開催	毎年度	7回・165人	7回・201人	7回・202人	
	恩給相談件数	—	—	約30万件	約29万件	約31万件	
	広報資料の配布部数	約128万部	毎年度	約139万4千部	約125万8千部	約126万2千部	
	恩給関係手続のオンライン利用件数、住民基本台帳ネットワークの活用件数	延べ約512万件(住基ネット活用件数)	毎年度	—	約517万3千件(住基ネット活用件数)	約504万5千件(住基ネット活用件数)	
施策の主な実施手段の状況	予算執行を主とするもの	事業名	概要		14年度	15年度	16年度
		住民基本台帳ネットワークシステム利用	住民基本台帳ネットワークシステム利用にかかる経費を執行した。		—	5714万円	5554万円
	制度の企画・運用を主とするもの	項目	概要				
		政令改正	平成16年度から恩給受給権調査を毎年実施から隔年実施とした。平成16年4月1日施行。				
		法律改正	平成17年度から受給者の死亡に係る失権届の廃止、未支給金請求に係る総代者選任届の廃止等を内容とする恩給法の一部を改正する法律案を第162回国会に提出した。平成17年3月23日成立。平成17年3月30日公布。				
		政令改正 省令改正	恩給法の一部改正に関連し、恩給給与規則の改正を行った。平成17年3月30日公布。 恩給法の一部改正に関連し、恩給給与細則の改正を行った。平成17年3月31日公布。				
	情報提供等を主とするもの、その他	項目	概要				
相談会開催		全国7か所で恩給相談会を開催した。					
広報資料作成・配布		平成16年度から恩給受給権調査を毎年実施から隔年実施としたこと等を内容とする広報を行った。					
(業務改善への取組状況) 平成17年度における恩給等の請求に対する審査業務の迅速化を図ることとした。							
本施策に関する課題等の状況	(課題等の状況)						
	住民基本台帳ネットワークシステムの利用に要する経費に係る予算を引き続き要求する。				⓪	制	情
	恩給の支払窓口拡大のためのシステム開発に要する経費に係る予算を引き続き要求する。				⓪	制	情
	業務・システムの最適化を実施し、受給者等の負担軽減等行政サービスの向上を図るため、必要な制度改正の検討、システム開発の予算要求等を行う。				⓪	制	情
更なる業務処理の迅速化・効率化を図るため、システム開発の予算要求等を行う。				⓪	制	情	

『平成17年度施策実施状況調書』

本施策に関する 専門家の意見等	本施策の今後の課題等について、平成国際大学法学部小谷宏三教授に御意見を伺った。小谷教授の御指摘は以下のとおりであった。 ・住民基本台帳ネットワークシステムの情報を有効活用することにより、恩給受給権調査を隔年実施とするとともに、失権届及び総代者選任届廃止の法令改正を行ったなど、受給者等の負担軽減に努めてはいるが、業務・システム最適化の検討を踏まえ、更に受給者等の負担軽減等を進め、行政サービスの向上を図ることが必要である。また、業務処理の迅速化・効率化を図ることも必要である。
本施策に関する 主な資料	恩給業務の業務・システム見直し方針 http://www.soumu.go.jp/s-news/2005/050419_1.html (平成17年4月19日公表)